

事務連絡
平成 23 年 7 月 20 日

関係各県及び仙台市 関係部署 各位

国土交通省海事局
安全環境政策課長

被災船舶の所有者情報の提供について
(船舶番号(検査済票番号)等の一部が不明な船舶についての補足)
(平成 23 年 3 月 28 日、同 4 月 21 日付事務連絡¹関連)

東日本大震災により被災した船舶の円滑な処理を行うため、「被災船舶の所有者情報の提供について」(平成 23 年 3 月 28 日付事務連絡)、「東日本大震災により被災した船舶の処理に関するガイドライン(暫定版)について」(平成 23 年 4 月 21 日付事務連絡)に基づき、被災船舶の処理を行う自治体において船舶の所有者情報が必要な場合について、船舶番号(検査済票番号)等に基づいて所有者情報を提供しています¹。

一方、これまでに処理された被災船舶の中には、損傷等により船舶番号(検査済票番号)等を正確に確認することが難しい船舶が存在しているとの指摘がなされています。

このため、これまでの船舶番号(検査済票番号)等による所有者情報の照会に加え、船舶番号(検査済票番号)等の一部が不明な船舶について、船舶を特定する他の情報を併せて活用した所有者情報の照会要領をまとめましたのでご案内します。

なお、船舶番号等が判明する場合は、従前の事務連絡で連絡した方法で照会を実施していただきますようお願いいたします。

1. 照会要領

損傷等により船舶番号(検査済票番号)等の一部が不明となっている船舶について、以下の(1)、(2)の情報に基づき船舶の特定に努めますので、(1)、(2)の両方の情報を整理した上で、2. の問合せ窓口まで照会してください。

¹ 「被災船舶の所有者情報の提供について」(事務連絡、平成 23 年 3 月 28 日付)
「東日本大震災により被災した船舶の処理に関するガイドライン(暫定版)について」(事務連絡、平成 23 年 4 月 21 日付)

(1) 船舶番号等

損傷等により船舶番号(検査済票番号)等の情報が不完全又は不正確な場合であっても、船舶の特定に役立つ可能性がありますので、以下の各情報について、分かる範囲で結構ですので確認してください。

- ・ 船舶番号等
- ・ 船名
- ・ 船籍港

(注) 上述の情報において、一部の数字や文字が判別できない場合には、判別できない数字や文字を「*」と記載してください。(例: 210-12 * * 5、幸 * 丸)

(2) 船体識別番号、船体等の製造事業者による型式・製造番号等

船体識別番号、船体等の製造事業者による型式・製造番号等の情報も、船舶の特定に役立つ可能性がありますので、船体識別番号、製造事業者の型式・製造番号について、いずれか分かる方のみでよいので確認してください。

○船体識別番号

船体に表示されている船体固有の番号(船体識別番号)により船舶を特定できる場合があります。表示位置や番号については、以下の囲み記載を参照して確認してください。

○船体識別番号

- 15*桁の数字、英字及び1つのハイフンで構成される船体固有の番号として船体に表示される番号。船体製造事業者等が付与しています。
- 船体識別番号の打刻は、小型船舶登録を行っている船舶(漁船登録を行っていない船舶)に義務付けられています。

※船体識別番号の例①

JP - HXA B7A33 G 2 93
(国名コード) (製造業者の識別) (製造番号) (製造の月) (製造の年) (モデルイヤー)

※船体識別番号の例②

JP - MLIT 1234567B

* 米国製PWCの船体識別番号は、国名コードとハイフンを除いた12桁で構成されているものもあります。

○船体識別番号の表示(打刻)場所の例



* 主として船尾に打刻されていますが、船舶によっては操舵室や船体内側に打刻されている場合もあります。

○船体等の製造事業者による型式・製造番号等

船舶番号等や船体識別番号といった公的な登録番号のほか、船体又は推進機関（エンジン）の製造事業者による型式・製造番号等から所有者を特定できる場合もあります。このため、船体又はエンジンに取り付けられた銘板や刻印等を確認し、記載されている情報（製造事業者の名称、型式、製造番号等）をなるべく正確に記載し、船体又はエンジンの別を付記してください。

2. 問合せ窓口

日本小型船舶検査機構 熱田（あつた）、越前（こしとう）

TEL : 03-3239-0828（直） FAX : 03-3239-0829

※ 本窓口は小型船舶（総トン数20トン未満、漁船を除く）の照会のみに限られます。その他の船舶については、既に発出した事務連絡に基づき国土交通省等のそれぞれの窓口までお問い合わせいただきますようお願いいたします。（窓口の連絡先については平成23年3月28日、同4月21日付事務連絡を参照してください。）

以上